

令和6年2月議会
経済振興委員会 報告資料
福岡市ヨットハーバーについて

令和6年2月
港湾空港局

福岡市ヨットハーバーについて

1. ヨットハーバーの概要

所在地	西区小戸三丁目 58-1
敷地面積	120,000 m ² (陸域 : 38,000 m ² 、水域 : 82,000 m ²)
主要施設	浮さん橋 (大型艇 188 隻)、艇置場 (小型艇 350 隻) クラブハウス (本館、別館)、駐車場 (289 台)、緑地、防波堤、護岸
設置目的	市民の海洋性スポーツの振興とあわせて海洋性思想の普及を図るため (ヨットハーバー条例第1条)
開 場	昭和 50 年 7 月



2. 現在のヨットハーバーの管理運営状況

現在、指定管理者制度により管理運営を実施中。

現指定管理者：福岡市ヨットハーバー&ビーチ管理運営共同事業体

代表事業者 株式会社城ヶ島

構成事業者 株式会社ボート免許センター・グランシーズ株式会社

指定管理期間：令和3年4月1日～令和7年3月31日（4年間）

現指定管理者において、通常の施設の管理運営に加え、ヨット利用者のすそ野の拡大のためのヨット教室の実施や、隣接する小戸公園の来訪者をヨットハーバー側に誘導する賑わいの創出のための自主事業（マリンアクティビティ（SUP、SUPヨガ等）の実施、ドッグランの設置・運営、定期的なマルシェの開催等）を積極的に実施している。

ヨット教室

親子ディンギー体験

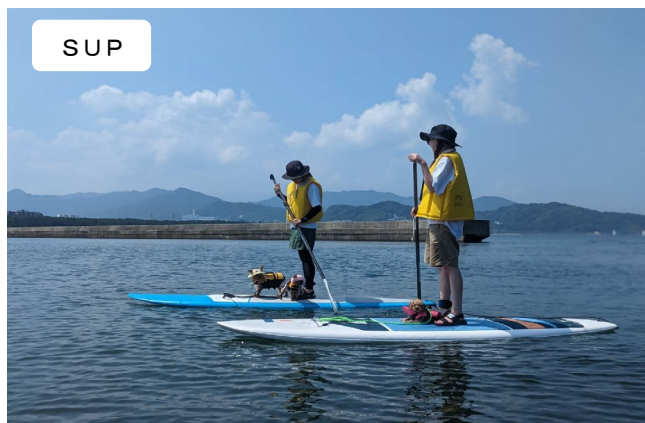


ジュニアヨット教室



マリンアクティビティ

SUP



SUPヨガ



緑地の活用

駐車場側の緑地を活用したドッグラン



小戸公園と隣接する緑地でのマルシェ



3. ヨットハーバーのあり方検討について

(1) これまでの所管委員会への主な報告状況

- ・平成30年2月

ヨットハーバーの目指すべき将来像を多機能型マリーナとし、これを実現するためには、自由度の高い運営が可能となる民営化が最適とし、平成31年4月からの民営化を目指す。

〔多機能型マリーナ〕

- 青少年の活動の場として高い評価を受けている「ヨット環境の継続」
- 広く市民に開かれた「親水・憩いの空間の提供」

- ・平成30年9月

ヨットハーバー周辺エリアも含めた検討、民営化の公募実施を延期（2年間）

- ・令和元年12月

民営化の検討状況

- ・令和2年6月

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、民営化の公募実施を延期（4年間）

(2) 状況の変化

- ・マリーナ施設の管理運営には多額の費用が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症や今般の物価高の影響により、事業者の民営化の公募への参加が見通せない状況である。
- ・令和4年の港湾法改正により、みなと緑地PPP制度が創設されたため、改めて、民間のノウハウを活用した賑わい創出に向け、検討を行う必要が生じている。

〔みなと緑地PPP制度〕

港湾緑地等において、施設（カフェ等）の整備と、当該施設から得られる収益を還元して緑地等の整備等を行う民間事業者に対して、緑地等の貸付を可能とする制度。

(3) 今後の方針

- ・上記状況の変化を踏まえて、今後、マリーナ事業以外の業種を含む幅広い事業者による利便施設の導入等、新制度などを活用した民間活力による賑わい創出について、当該エリアが、多くの市民に親しまれるような空間になるよう、小戸公園と連携しながら検討していく。
- ・検討、実施には一定の期間が必要であることから、指定管理を継続することとし、令和6年度に次期指定管理者の公募を行う。（次期指定管理期間は4年）